

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し
時事新報定價 海外運送には此後(後)に

一 號 貳圓五錢 一箇月 前金五拾錢 〇三箇月 前金四拾五錢 〇六箇月 前金貳圓八拾五錢 〇一箇年 前金五圓六拾錢 〇月曜日休刊(此他大衆新聞日年休刊未一切休刊せず)
前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て期定する事と御承知被下候

時事新報運送料
一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山、津浦、南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加拿大を經て郵送する歐洲各國
一箇月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加拿大、布哇諸國
一箇月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸國、太平洋諸國、暹羅、一箇月 金六拾五錢
五 露領滿洲、清國諸國
一箇月 金三拾五錢
時事新報廣告料(前定)
一 行 一 廿三號 十一號 十號 五號

廣告料定價
時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる者なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者あり由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付録の廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨り時事新報社社員並に通信員の多きを以て新聞社の通信に依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社に「報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し」爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直ちに本社に對し發送せらるることを請ふ
時事新報社に送らるる投稿の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

臺灣の阿片

臺灣は既に日本の版圖に屬して我主權の下に在るにも拘はらず彼の流毒の最も怖る可き阿片の處分に就ては未だ嚴重の禁止令を見ず近來は本國より渡航の工夫なごの中にもねいゝ練習に感染して喫煙の風行はるゝの傾きありと云ふ容易ならざる次第にして若しも未だ其だしからざるに制禁せざるべきはまず一其弊に陥りて遂には如何なる禍を醸すに至るやも測られず一日も阿片に付し去る可らざるなり今や阿片の毒を全くと断絶し去るの途に至らざれば其禍の甚だ多し内地人心を震盪するに自から手加減も必要にして急激の變更は如何あらんなどの説もある可しと雖も阿片の一害に至りては害毒の最も甚だしきものにして其の毒害を漸く去るに非ず一日たりとも我輩の國に於ては實行して遂に禁絶せしむ可きものなり彼の國地に行はるる流行病又は風土病の爲めに殺されて料らず其毒に罹るものゝ如き其人々に取ては氣の毒なれども

之は不慮の災にして當人自身の不幸に過ぎず然るに阿片の毒は之を他に傳染して永年の禍を醸し爲めに無事の人命を傷み毒を社會に流すの虞あり一時の災難と同一視す可きに非ず或は國民の烟毒に耽るは多年の習慣にして如何なる嚴令を布くも一朝一夕に效を見る可らず強ひて斷行するときは彼等は苦痛に堪へず相率ゐて海外に去り全編無人の有様を呈するに至らば却つて不利の結果を見るに至る可しなご云はんかなれども彼等にして果して自から辭し去るものとあらんには嗚呼幸なれ我内地は人口年々に繁殖して人の多き割合に地の狭きを感じ他に移住を望むもの甚だ多し内地人を移して臺灣の全幅を充すは實際困難事に非ざるのみか其移住は一般に希望する所なれば此一點に就ては更に遠慮を要せず嚴重に法律を施行して之に堪へざるものは自由に進退せしめんと我輩の事望む所なり又事の實際に於て一日も猶豫を許す可らざるの理由ありと云ふは外ならず今日の處にては内地より彼地に往來するものも數も尙ほ少なけれども今後交通の頻繁を催すに從ひ其惡習を輸入して内地に烟毒を傳ふるに至らば容易ならざる次第なる可し左れば些末の風俗習慣等は暫く擱くも新政の第一着手として國內に阿片禁止の嚴令を布て其輸入栽培を嚴禁し以て惡習を一掃するの措置に出でんものと希望に堪へざるなり

官報

勅令
朕電田兵給與地取扱規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
內務大臣 侯爵大山 子爵野村

- 勅令第五百五十三號
一 田兵給與地取扱規則
二 田兵給與地取扱規則施行細則
三 田兵給與地取扱規則施行細則施行細則
四 田兵給與地取扱規則施行細則施行細則施行細則
五 田兵給與地取扱規則施行細則施行細則施行細則施行細則
六 田兵給與地取扱規則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則
七 田兵給與地取扱規則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則
八 田兵給與地取扱規則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則
九 田兵給與地取扱規則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則
十 田兵給與地取扱規則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則

勅令第五百五十四號
朕電兵事務條例補則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
海軍大臣 侯爵西園寺 陸軍大臣 侯爵大山 內務大臣 子爵野村

- 勅令第五百五十四號
一 兵事務條例補則
二 兵事務條例補則施行細則
三 兵事務條例補則施行細則施行細則
四 兵事務條例補則施行細則施行細則施行細則
五 兵事務條例補則施行細則施行細則施行細則施行細則
六 兵事務條例補則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則
七 兵事務條例補則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則
八 兵事務條例補則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則
九 兵事務條例補則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則
十 兵事務條例補則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則施行細則

金

明治二十八年十一月一日

第一種 明治二十八年十一月一日
第二種 明治二十八年十一月一日
第三種 明治二十八年十一月一日
第四種 明治二十八年十一月一日
第五種 明治二十八年十一月一日
第六種 明治二十八年十一月一日
第七種 明治二十八年十一月一日
第八種 明治二十八年十一月一日
第九種 明治二十八年十一月一日
第十種 明治二十八年十一月一日

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨り時事新報社社員並に通信員の多きを以て新聞社の通信に依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社に「報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し」爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直ちに本社に對し發送せらるることを請ふ